

消 防 予 第 49 号  
消 防 危 第 43 号  
令 和 2 年 2 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長  
( 公 印 省 略 )

### 消防法令上の各種免状の取扱いに係る運用について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス対策本部決定）（以下「基本方針」という。）において、イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請とはしないものの、イベント等を主催する際には、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請がなされました。基本方針を踏まえて各都道府県が消防法令に基づき行っている各種講習の開催を延期等した場合には、下記のとおり各種免状を取り扱うことが適当であると考えられることから通知します。

貴職におかれましては、下記の事項が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 消防設備士講習について

消防設備士免状を有する者が受講しなければならない消防設備士講習については、消防法第17条の10及び消防法施行規則第33条の17の規定に基づき受講期限が規定されているところですが、基本方針を踏まえ、講習の開催を延期等した場合には、「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」（平成12年3月24日付け消防予第67号）第三6(4)の規定により、違反点数の計上に関して適切に対処するようお願いいたします。

## 2 危険物取扱者保安講習について

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が受講しなければならない危険物取扱者講習については、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14の規定に基づき受講期限が規定されているところですが、基本方針を踏まえ、講習の開催を延期等した場合には、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」（平成3年12月19日付け消防危第119号）別添第3、4(4)の規定により違反点数の計上に関して適切に対処するようにお願いします。

## 3 その他

基本方針を踏まえ、消防設備点検資格者講習、防火対象物点検資格者講習、防災管理点検資格者講習、防火管理講習、防災管理講習及び自衛消防業務講習の開催についても、各登録講習機関においてその必要性が検討されています。

消防設備点検資格者免状、防火対象物点検資格者免状及び防災管理点検資格者免状について、交付を受けている者が受講しなければならない再講習の開催が延期された場合における各免状の取扱いについては、平成12年消防庁告示第14号（以下「第14号告示」という。）、平成14年消防庁告示第9号（以下「第9号告示」という。）又は平成20年消防庁告示第20号（以下「第20号告示」という。）に基づき、受講期限が規定されているところですが、登録講習機関は、第14号告示第一ただし書、第9号告示第一ただし書又は第20号告示第一ただし書に基づき、受講期限を1年間延長することができる旨、ご参考までにお知らせします。

（問い合わせ先）

消防庁予防課

担当：村田、伊良部、吉川

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消防庁危険物保安室

担当：勝本、五味

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

消防予第 101 号  
令和 2 年 4 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用について

令和 2 年 4 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく防火管理者、防災管理者の選任、消防用設備等の設置その他各種点検報告・届出等を実施することが困難な場合が想定されることから、その際の運用について、下記のとおりとりまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記の事項が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

#### 1 「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の運用に関する事項

(1) 「立入検査マニュアル」の「第 1 立入検査要領」「9 報告内容の指導」において、「社会通念上是正可能と認められる客観的な所用日数と火災予防上の必要性と比較して妥当」な期間を設定して指導する旨記載しているところである。

このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により、防火対象物の関係者において、違反を是正するための措置が困難な場合は、当該事情を勘案した上で妥当な期間を設定し、又は必要に応じて期限を延長するなど、弾力的に対応されたいこと。

(2) (1) の期限が長期となる場合や、「違反処理マニュアル」の「第 1 違反処理要領」「4 違反調査の実施」「(4) 違反処理の留保」により、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案して違反処理を留保する場合は、防火対象物の関係者において、違反对象物の状況や地域事情に応じた適切な安全対策措置を講じられるよう指導されたいこと。

## 2 消防法施行規則第4条の2の4第1項に規定する防火対象物の点検の時期等

- (1) 消防法第8条の2の2（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定に基づく防火対象物の点検については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の4第1項において、「1年に1回」行うものと規定されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、防火対象物の点検を発注できない場合等においては、当該規定を弾力的に運用することとして差し支えないこと。ただし、この場合においては、社会通念上、当該発注が可能となった時点で速やかに点検を行うよう指導されたいこと。

なお、必要に応じ、消防計画に基づく自主検査の徹底を図る等により、防火対象物の状況や地域事情に応じた適切な安全対策措置を講じられるよう指導されたいこと。

- (2) 消防法第8条の2の3（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定に基づく特例認定に係る同条第1項第2号ハの規定についても、（1）と同様に取り扱い、弾力的に運用することとして差し支えないこと。

なお、当該特例認定に係る規則第4条の2の8第1項第3号の規定についても、弾力的に運用することとして差し支えないこと。

## 3 その他

上記2（1）及び（2）の運用については、今後法令上必要な措置又は整理を検討する予定であること。

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 24 日

各都道府県消防防災主管課 御中

消 防 庁 予 防 課  
消防庁危険物保安室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた検査等の対応に  
ついて

標記については、各消防本部等においてこれまでも対応に努めていただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、建物等（防火対象物や危険物施設等）の使用開始時等において、消防法令に基づく検査等を実施する必要がある場合には、あらかじめ関係者に対し立ち会う人数を最小限にするよう働きかけるとともに、互いに十分な距離をとることができ、換気が十分になされた空間での実施やマスクの着用等、感染予防の対策を徹底するようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

消防庁予防課

担当：田中（翔）、中野

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

消防庁危険物保安室

担当：羽田野、長岡

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

消 防 予 第 92 号  
令和 2 年 4 月 7 日

特定都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 48 条第 3 項に規定する  
臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び  
臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について

令和 2 年 4 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 32 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされ、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県が同法第 38 条第 1 項に規定する特定都道府県となりました。

特措法第 48 条第 3 項において、同条第 1 項に規定する臨時の医療施設については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用せず、この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準（以下「臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準」という。）を定めることとされています。

つきましては、臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について、下記のとおりとりまとめましたので通知します。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方

#### (1) 既存の公共施設、宿泊施設等を活用する場合

ア 当該施設における防火安全性の確保に当たっては、施設の特徴を踏まえ

た防火管理体制等を整備し、既設の消防用設備等を最大限活用することが重要であること。

イ 臨時の医療施設として活用するに当たっては、施設整備の緊急性に鑑み、次の各号に掲げる消防用設備等について、例示する防火管理体制の強化その他の措置が講じられれば、追加的に設置する必要はないものとする。

(ア) 屋内消火栓設備

巡回点検、火気・喫煙管理の徹底、初期消火・通報・避難誘導等に係る責任者の選任及び手順の確認等がなされていること。

(イ) スプリンクラー設備

(ア)に同じ

(ウ) 自動火災報知設備

巡回の強化及び警笛等の携行又は拡声器等の非常警報器具の設置により、火災を早期発見・報知できる体制が整備されていること。

(エ) 火災通報装置

常時消防機関へ通報することのできる電話（携帯電話を含む。）が設置されていること。

(オ) 誘導灯

施設内から直接屋外に通じる出入口に誘導標識又は蓄光式誘導標識が設置されていること。

ウ 上記(ア)、(イ)及び(ウ)の防火管理体制については、消防計画に記載するとともに、火災その他の災害時における応急対応について、施設関係者への徹底を図ること。

(2) 仮設のテントやプレハブを設置する場合

消火器具を適切に設置するとともに、上記(1)イ及びウに準じて運用されたいこと。

2 臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項

特措法第48条第3項は、消防法第17条第1項及び第2項の規定を適用しないこととするものであり、これら以外の規定については引き続き適用されることから、臨時の医療施設の開設に際しては、事前に所在地を管轄する消防機関と相談されたいこと。

(問い合わせ先)

消防庁予防課

担当:千葉、田中、秋山

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消 防 予 第 124 号  
消 防 危 第 129 号  
令 和 2 年 5 月 15 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和2年5月 14 日変更))においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策として、事業者における在宅勤務(テレワーク)等、人と人との接触の機会を低減すること等が求められているところです。これを受け、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく手続等については、感染拡大防止対策が求められる間、以下のように取り扱うこととするようお願いします。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

また、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 押印の省略について

消防法令の規定に基づき各消防本部等に対し提出することとされている申請書、届出書等(以下「申請書等」という。)のうち、消防法令の定める様式において押印を求めるものについては、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができること。この場合において、申請書等の真正性を確認する必要があると認められるときは、電話等で問い合わせを行うこと。

なお、消防法令に定める様式の押印については、今後必要な措置又は整理を検討する予定であること。



## 2 電子メール等の活用について

申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けることとし、電子メール等によることが困難な図面等については郵送等も活用することにより、対面による手続を極力減らすこと。

## 3 その他

申請書等の提出に限らず、消防法令関係手続においては、対面による対応を減らす工夫を行うとともに、いわゆる「三つの密」を避けるなど、感染拡大防止対策を徹底すること。

また、上記1及び2の取扱いについて、必要に応じ、手続が円滑に行われるよう、事業者等に対し周知すること。

(問い合わせ先)

消防庁予防課

担当: 細川、坂場、五味

TEL: 03-5253-7523

E-mail: yobo@soumu.go.jp

消防庁危険物保安室

担当: 勝本、竹中

TEL: 03-5253-7524

E-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

消防予第 142 号  
消防危第 144 号  
令和 2 年 5 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長  
消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防関係手続における押印の省略について (通知)

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について (通知)」(令和 2 年 5 月 15 日付け消防予第 124 号・消防危第 129 号)において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策が求められている間、消防法令の規定に基づき各消防本部等に対し提出することとされている申請書、届出書等のうち、消防法令の定める様式において押印を求めるものについては、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができることとし、この場合において、申請書等の真正性を確認する必要があると認められるときは、電話等で問い合わせを行うこととしているところです。

このことにつき、当庁から発出している通知の定める様式において押印を求めるものについても、同様に取り扱うこととするようお願いします。

また、各地方公共団体の火災予防条例等の定める様式において押印を求めているものについても、同様に取り扱うことが適当であると考えられますので、通知いたします。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

また、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先) 消防庁予防課 担当: 細川、坂場、五味 TEL: 03-5253-7523 E-mail: yobo@soumu.go.jp 消防庁危険物保安室 担当: 勝本、竹中 TEL: 03-5253-7524 E-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
---

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管課 } 御中  
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消 防 庁 予 防 課

### 飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、火災予防上の留意事項について、必要に応じ、防火対象物の関係者に周知をお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

#### 記

- 1 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものから距離をとること
- 2 スプリンクラー設備の散水障害が生じない位置に設置するとともに、自動火災報知設備の感知器の未警戒部分が生じないようにすること
- 3 避難の支障とならないよう設置すること
- 4 必要に応じて難燃性又は不燃性のものの使用を検討すること

事務連絡  
令和2年7月21日

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁予防課  
消防庁危険物保安室

### 危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する協力について

危険物取扱者及び消防設備士については、危険物施設や防火対象物における安全を人的側面から支える資格として重要な役割を担っているものですが、これらの試験については、各都道府県知事が消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第3項及び同法第17条の9第3項の規定に基づき総務大臣の指定する者である一般財団法人消防試験研究センターに委任して実施しているところです。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、本年6月までに実施する予定であった試験が各地で延期又は中止されました。

これに伴い、別添のとおり「危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施について」（令和2年6月17日付消試セ業第429号）により、一般財団法人消防試験研究センター理事長から各都道府県消防主管課長あてに試験会場の確保等に係る支援要請が通知されているところです。

危険物取扱者及び消防設備士は、安全の確保のために不可欠な資格であり、経済活動においても必要性が高いことから、受験機会を広く確保しておくことが重要です。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、都道府県をまたいだ移動を要せずに受験できることが望ましいものと考えられます。

つきましては、各都道府県におかれては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いつつ、これまで延期又は中止になった試験の受験申請者をはじめ多くの受験希望者が都道府県をまたいだ移動をすることなく早期に受験機会が得られるよう、一般財団法人消防試験研究センターからの相談に適切にご対応いただくようお願いいたします。

(問い合わせ先)  
消防庁予防課  
担当：細川、坂場、鈴木  
TEL 03-5253-7523  
FAX 03-5253-7533  
消防庁危険物保安室  
担当：勝本、竹中  
TEL 03-5253-7524  
FAX 03-5253-7534

事務連絡  
令和2年7月17日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 } 御中  
関係府省庁担当部局

消防庁予防課

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）

平素より火災予防の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、各業種の感染拡大予防ガイドラインに、シートの火災予防上の留意点を記載することにつきまして、貴府省庁所管の各団体に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 ガイドラインへ掲載する文例

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

2 その他

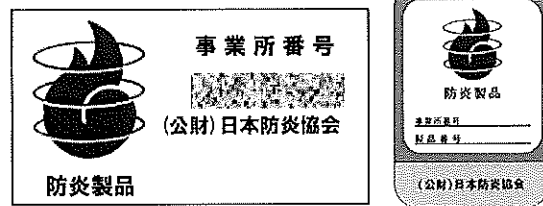
燃えにくい素材の考え方については、別紙を参考とするようお願いいたします。

燃えにくい素材の考え方について

- 一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。
- 難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

参考

シート類については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されている。



[防災製品ラベルの例]

事務連絡  
令和2年9月3日

各都道府県消防防災主管課  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

飛沫防止用のシート設置に係るリーフレットの作成について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から設置される飛沫防止用のシートの火災予防上の留意事項については、「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」（令和2年6月1日付け事務連絡）及び「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（情報提供）」（令和2年7月22日付け事務連絡）により周知したところです。

今般、飛沫防止用のシート設置に係るリーフレットを作成し、消防庁ホームページに掲載しましたので、火災予防啓発を行う様々な機会を捉え、ご活用いただきますようお願いいたします。

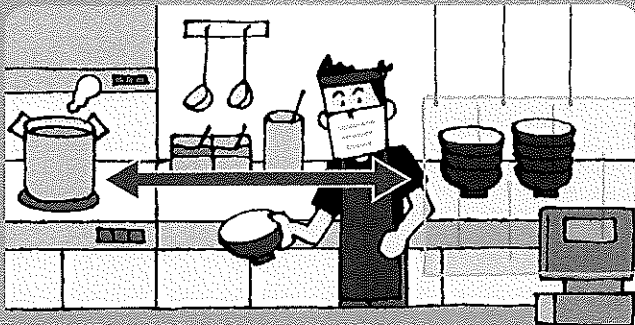
(URL : [https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/himatsuboushi\\_leaflet.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/himatsuboushi_leaflet.pdf))

なお、当該リーフレットにつきましては、消防庁からの配布は致しませんので、ご留意願います。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

消防庁予防課企画調整係 担当：木村、能仁 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

# 新型コロナウイルスの感染防止対策で設置する「飛沫防止用シート」の火災に注意!



**火気や熱を発する機器から距離をとる。**  
 コンロなどの火気や白熱灯のような照明器具からは、離して設置しましょう。



**火災感知器やスプリンクラーの近くに設置しない。**  
 正常な動作の妨げになります。



**誘導灯を隠さない。避難経路に設置しない。**  
 火災の際に避難の支障にならないよう注意してください。



**飛沫防止に必要な分を設置する。**  
 可燃物の量を減らして、火災リスクを減らす。



**燃えにくい素材のものを選ぶ。**  
 難燃・不燃性のあるものや防災品をおすすめします。



**同じ素材なら板状のものを選ぶ。**  
 フィルム状のものに比べて燃え広がりにくいです。

